

かんたん登記・供託申請の御案内

給与差押え編

かんたん登記・供託申請とは？

供託の申請は、インターネットに接続したパソコンやスマートフォンを利用して、オンラインで申請することができます。

オンライン申請は、専用の「申請用総合ソフト」を使用する方法と、webブラウザ（インターネット閲覧用ソフト）上から直接申請する方法の2通りの方法があります。ここでは、webブラウザ上から申請する「かんたん登記・供託申請」について御案内します。「かんたん登記・供託申請」は専用ソフトをパソコンにインストールする必要がないため、手軽にオンライン申請を行うことができます。

是非、御利用を御検討ください。

おすすめの理由

法務局に出向く必要がありません！



会社のパソコンやスマートフォンから供託の申請を行うことができますので、法務局へお越しいただく必要がありません。また、供託金の納付も金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して行うことができます。



「かんたん登記・供託申請」は簡単です！



webブラウザを利用する「かんたん登記・供託申請」は、専用ソフトをインストールする必要がなく、インターネットに接続しているパソコンやスマートフォンがあれば、すぐに始めることができますので、誰でも、簡単に申請することができます。

申請内容を再利用することができます！



オンラインで申請した内容は、その後も再利用することができます（※）。毎月の申請ごとの面倒な書類作成に比べ、効率的で、供託の申請にかかる手間を減らすことができます。

※ 再利用できる申請内容は3か月以内のものに限ります。

かんたん登記・供託申請の利用可能時間

平日は8時30分から23時まで

休・祝日は8時30分から18時まで

- ※ 申請情報が17時15分を過ぎて法務局に到達した場合は、その翌開庁日に受付がされます。
- ※ システムメンテナンスのため、一時的に利用が停止される場合があります。

操作ガイド動画

かんたん登記・供託申請HP



操作ガイド用動画（給与差押）



かんたん登記・供託



で検索!!

かんたん登記・供託申請手続の流れ

申請者情報登録



オンライン申請を利用するために必要な申請者情報を登録します。

※ 初回利用時のみ



申請情報の作成

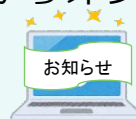


申請内容をインターネット上で作成し、送信します。

受理決定通知



申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。



供託金の納付



インターネットバンキング 又は ATM を利用して供託金を納付します。

※ ペイジー対応のインターネットバンキング又はATMの利用となります。



封筒・切手の送付



供託書正本送付用の封筒（受理決定通知書を同封）を法務局へ送付します。

※ 切手貼付、宛名記載済みのもの



供託書正本受領



法務局から供託書正本が届きます。



かんたん登記・供託申請手続の注意点

「かんたん登記・供託申請」による供託では、「電子納付」という方法によって供託金を納付します。

「電子納付」とは、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する方法ですが、ATMやインターネットバンキングには金融機関ごとに利用限度額が設定されています。このため、納付する供託金額が高額の場合は、電子納付を利用できないことがありますので注意してください。

目次

1	申請者情報の登録	1	5	封筒・切手の送付	18
2	申請情報の作成	4	6	供託書正本の受領	18
3	処理状況の確認	13	7	その他（修正（補正）連絡）	18
4	供託金の納付	16	8	申請の取下げ	20

1 申請者情報の登録



かんたん登記・供託申請を利用するために、「申請者情報」の登録が必要です。

※ 初回利用時のみ登録が必要です。

2回目以降は、登録した「申請者ID」及び「パスワード」によりログインすることができます。

①

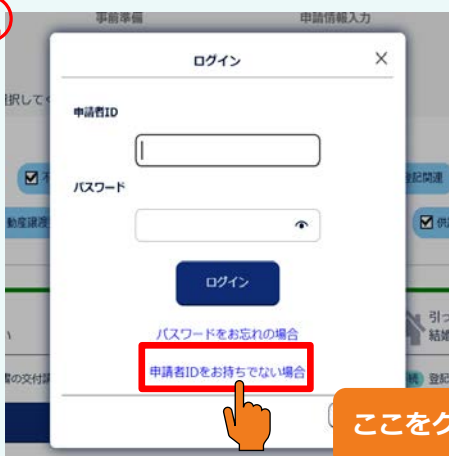


ここをクリックする

インターネットまたはスマートフォンで「かんたん登記・供託申請」と検索します。

トップページから、『マイページ』をクリックします。

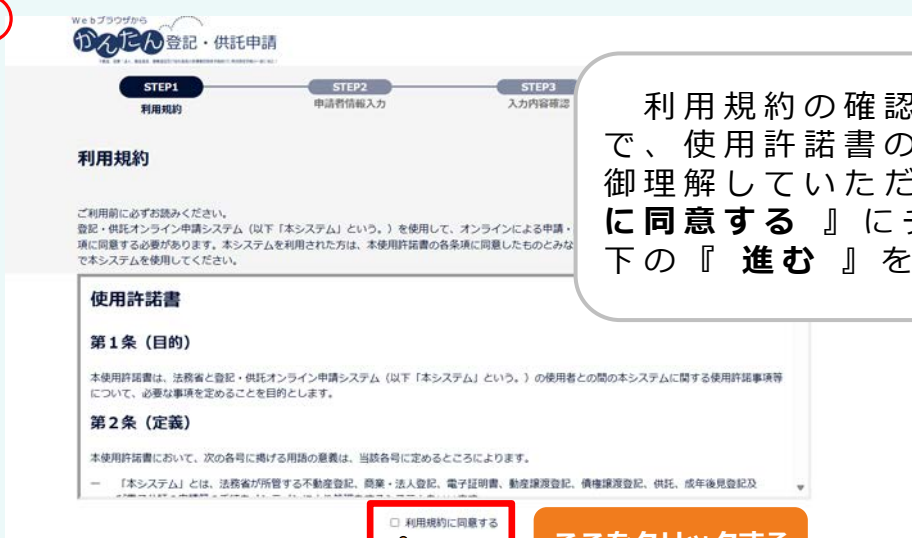
②



『申請者IDをお持ちでない場合』をクリックします。

ここをクリックする

③



利用規約の確認画面が表示されますので、使用許諾書の内容を御確認いただき、御理解いただいた上で、『利用規約に同意する』にチェックを入れ、画面右下の『進む』をクリックしてください。

ここをクリックする

④

申請者情報入力画面が表示されますので、必要事項を入力してください。
必須事項を全て入力したら、画面右下の『進む』をクリックしてください。

STEP1 利用規約 STEP2 申請者情報入力 STEP3 入力内容確認 STEP4 本人確認

申請者情報入力

登録する申請者情報を入力してください。

から申請者情報の入力に関する情報が確認できます。

申請者ID 必須

任意のIDを設定してください。

半角英数字11文字以内、大文字と小文字を区別

パスワード 必須

任意のパスワードを設定してください。

半角英字、半角数字、半角記号をそれぞれ1文字以上必ず使用、8文字以上20文字以内、大文字と小文字を区別

パスワード（確認） 必須

確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。

氏名 必須

例：法務太郎

氏名（フリガナ） 必須

例：ホウムタロウ

郵便番号 必須

住所 必須

例：東京都千代田区霞が関1-1-1

職業 必須

司法書士

電話番号 必須

例：01-2345-6789

メールアドレス 必須

例：mail@example.com

メール受信制限をされている方は「mof.go.jp」からのメール受信を許可してください。

受信するメールの選択

受信するメールにチェック（複数ある場合には複数にチェック）してください。

- ☐ 全てのメールを受信
- ☐ 重要なお知らせ
- ☐ 受付のお知らせ
- ☐ 補正通知発行のお知らせ
- ☐ 法務局からのお知らせ
- ☐ 公文書発行のお知らせ
- ☐ 納付情報のお知らせ

質問（キーワード） 必須

パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。

思い出の場所は？

答え（キーワード） 必須

パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。

中止
(トップページ)



進む
(入力内容確認)

【申請者ID】

半角英数字 11 文字以内で任意のIDを入力してください。

【パスワード】

「半角英字」、「半角数字」、「半角記号」を全て用いて、8文字以上20文字以内で任意のパスワードを設定してください。

【氏名・住所等】

氏名、フリガナ、住所、職業を入力します。

【電話番号・メールアドレス】

電話番号、メールアドレスを入力します。

【メール受信設定】

法務局からのお知らせについてメールでの受信を希望される方は任意の項目にチェック願います。

【質問と答え】

パスワードを忘れたときに備え、任意の質問と答えを入力します。

入力完了後、ここをクリックする

5

入力内容確認画面が表示されますので、入力した内容に間違いがないか確認の上、間違いがなければ、画面右下の『進む』をクリックしてください。

Webブラウザから
かんたん登記・供託申請

STEP1 利用規約 STEP2 申請者情報入力 **STEP3 入力内容確認** STEP4 本人確認

入力内容確認

以下の内容で登録します。入力した内容に誤りがないか確認してください。

申請者ID

Kyo1184

パスワード

~~~~~

~~~~~

好きな食べ物名前は?

答え（キーワード）

(セキュリティのためキーワードは表示されません)

入力したメールアドレスに認証情報を送付します。
入力した内容に誤りがない場合は、「進む」ボタンをクリックしてください。

戻る (申請者情報入力) **進む (本人確認)**

ここを
クリックする

6

本人確認画面が表示されますので、申請者情報入力画面（④）の「メールアドレス」欄に入力したメールアドレス宛てに送付された認証情報を入力の上、『登録』をクリックしてください。

- ※ メールで届く認証情報を入力するまで、画面を閉じないでください。
- ※ 有効期間内に申請者情報の登録が完了しない場合、登録を最初からやり直す必要がありますので、御注意ください。

Webブラウザから
かんたん登記・供託申請

STEP1 利用規約 STEP2 申請者情報入力 STEP3 入力内容確認 **STEP4 本人確認**

本人確認

本画面において、ご本人であることを確認します。
登録したメールアドレス宛てに送付された認証情報を入力してください。

メールで届く認証情報を入力するまで、画面を閉じないようにお願いします。
なお、メールに記載されている有効期限内に認証情報の入力が完了しない場合は、認証情報が無効になりますのでご注意ください。
認証情報のお知らせメールが届かない場合、「FAQ・お問い合わせ」をご確認ください。
30分経過してもメールが届かない場合、登録したメールアドレスが正しいかご確認の上、再度申請者情報の登録をお試しください。

認証情報 必須

~~~~~

**登録**

登録したメールアドレス宛てに送付された認証情報を入力

認証情報を入力後  
ここをクリックする

7

登録完了の画面が表示されます。  
これで「申請者情報」の登録は完了です。

Webブラウザから  
**かんたん登記・供託申請**

登録完了

申請者情報の登録が完了しました。  
以下のとおり、登記・供託オンライン申請システムから申請者IDが発行されました。

申請者ID  
**Kyo1184**

⚠ 申請者ID、パスワードは大切に保管してください。

ログイン画面から別タブで申請者情報登録を行った場合は、本画面を開いて元の画面にてログイン操作を行ってください。  
登記・供託オンライン申請システムのトップページに戻る場合は、以下のボタンをクリックしてください。

登記・供託オンライン申請  
システムトップページへ

## 2 申請情報の作成



1

ログイン後、『申請書の作成』を選択します。

Webブラウザから  
**かんたん登記・供託申請**

ホーム 申請書の作成 処理状況の確認 一時保存から再開 操作ガイド マイページ ログイン

Webブラウザから、かんたん登記・供託申請

ここをクリックする

これまで申請用総合ソフトからしかできなかった一部の手続、印鑑証明書や各種請求手続についてWebブラウザからも申請が行えるようになりました。  
また、申請者情報登録、申請者情報変更及びパスワード更新についても、こちらから行うことができます。

ご利用可能な手続（※）

- ・不動産登記手続
- ・商業・法人登記手続
- ・動産譲渡登記手続
- ・債権譲渡登記手続
- ・成年後見登記手続
- ・供託手続

初めてご利用の方はこちら

※ かんたん登記・供託申請の対象となる手続の詳細は「利用可能な手続一覧」からご確認ください。

「スマート変更登記」をご利用いただくための「検索用情報の出出」はこちら

検索用情報の出出の際に提供したメールアドレスの変更・削除を行いたい方はこちら

登記・供託オンライン申請  
システムトップページへ

かんたん登記・供託申請 って何？

- ② 『給与債権執行の金銭供託申請』を選択します。  
※ 法人の電子証明書は不要です。

|                                                                             |                                                                                                     |                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| <p>供託</p> <p>地代家賃の弁済供託（金銭）を申請したい</p> <p>手続 地代家賃弁済の金銭供託申請</p> <p>この手続を選択</p> | <p>供託</p> <p>裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金の供託（金銭）を申請したい</p> <p>手続 裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金の金銭供託申請</p> <p>この手続を選択</p> | <p>供託</p> <p>営業上の保証の供託（金銭）を申請したい</p> <p>手続 営業上の保証の金銭供託申請</p> <p>この手続を選択</p> |
| <p>供託</p> <p>給与債権執行の供託（金銭）を申請したい</p> <p>手続 給与債権執行の金銭供託申請</p> <p>この手続を選択</p> | <p>供託</p> <p>その他の供託（金銭）を申請したい</p> <p>手続 その他の金銭供託申請</p> <p>この手続を選択</p>                               |                                                                             |
| <p>裁判上の供託</p> <p>手続 裁判上の国債供託</p> <p>この手続を選択</p>                             | <p>供託</p> <p>呆証の供託（振替国債）を申請したい</p> <p>手続 証の振替国債供託申請</p> <p>この手続を選択</p>                              | <p>供託</p> <p>その他の供託（振替国債）を申請したい</p> <p>手続 その他の振替国債供託申請</p> <p>この手続を選択</p>   |

ここをクリックする

かんたん登記・供託申請を利用するために、「利用場面の選択（問診）」が必要です。

- ③ 利用場面選択の問診画面が表示されますので、会社から給料が支払われ、かつ、会社が供託申請を行う（会社から委任を受けた代理人が申請しない）場合、**以下のとおり選択していただき**、画面右下の『進む』をクリックしてください。  
※会社の総務事務担当者が、委任状を添付せずに申請する場合も上記に該当します。

Webブラウザから かんたん登記・供託申請

STEP1 利用場面選択 STEP2 事前準備 STEP3 申請情報入力

利用場面選択－問診

選択した利用場面について、以下の質問にお答えください。

選択した手続  
給与債権執行の金銭供託申請

問診

■ 供託される方（供託者）は自然人（個人）ですか、それとも法人（会社等）ですか？

回答を以下から選択してください。

自然人（個人）です。 **法人（会社等）です。**

ここまでの回答内容を確認する

Webブラウザから かんたん登記・供託申請

STEP1 利用場面選択 STEP2 事前準備 STEP3 申請情報入力

利用場面選択－問診

選択した利用場面について、以下の質問にお答えください。

選択した手続  
給与債権執行の金銭供託申請

問診

■ あなたは供託者御本人ですか？

回答を以下から選択してください。

**供託者本人です。** 供託者の代理人です。

ここまでの回答内容を確認する

⚠ 当該問診については、**後から修正ができない**ため、誤った内容を選択してしまうと、申請自体を取上げていただき、再度正しい内容を選択して申請していただく必要があるため、注意してください。

Webブラウザから かんたん登記・供託申請

STEP1 利用場面選択 STEP2 事前準備 STEP3 申請情報入力 STEP4 送信

利用場面選択－問診

選択した利用場面について、以下の質問にお答えください。

選択した手続  
給与債権執行の金銭供託申請

問診

質問は以上となります。回答内容に問題が無ければ「進む」ボタンをクリックして、先に進んでください。

ここまでの回答内容を確認する

1 質問 質問：供託のされる方（供託者）は自然人（個人）ですか、それとも法人（会社等）ですか？  
回答：法人（会社等）です。

2 質問 質問：あなたは供託者御本人ですか？  
回答：供託者本人です。

- ④ この手続を行うために必要な事前準備の内容が表示されますので、内容を確認し、ご準備ができましたら、画面右下の『進む』をクリックしてください。

ここをクリックする

- ⑤ 申請情報の入力画面が表示されますので、必要事項を入力します。



※ 前回の申請情報を再利用する場合は、『処理状況の確認』をクリックしてください。

※ 3か月以内のものについて再利用することが可能です。

### 【供託所の表示】

『供託所を選択する』をクリックすると、選択画面が表示されます。

都道府県選択から『愛知県』を選択し、供託所選択から申請先の法務局を選択してください。  
※ 管轄がございますので、給与の支払場所を管轄する法務局を選択してください。

STEP1  
利用場面選択STEP2  
事前準備STEP3  
申請情報入力

## 申請情報入力

申請に必要な情報を入力してください。

いくつかの項目は問診の結果をもとに設定されており、通常は編集できません。  
任意の値に変更したい場合は、[内容を変更](#) から内容の変更ができるようになります。  
①から申請情報の入力に関する情報が確認できます。

※詳細については表示（別タブで開きます）

## 申請先供託所

供託所を選択する 名古屋法務局

## 供託者

## 法人所在地

甲斐乙市丙町一丁目1番1号

## 法人名

甲山商事株式会社

代表者 [法人の入力欄に切り替え](#)

## 資格

代表取締役

## 氏名

甲山太郎

会社法人等番号 [入力欄を開じる](#)

123456789012

## その他の会社法人等番号

+ 会社法人等番号欄を追加する

※ **申請者情報として登録した住所・氏名が初期表示されますので、必要に応じて修正してください。**

## 【住所又は法人所在地】

供託者の住所又は法人所在地を**省略せず**に入力してください。登記されている会社・法人の場合は、**登記上の所在地**を入力してください。

## 【氏名又は法人名】

供託者の氏名又は法人名を入力してください。

法人種別は「株式会社」「有限会社」等のように**省略せず**に入力してください。登記されている会社・法人の場合は、**登記上の会社・法人名**を入力してください。例 × 「甲山商事（株）」  
○ 「甲山商事株式会社」

## 【代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）】

法人代表者の資格及び氏名を入力してください。  
登記されている会社・法人の場合は、登記上の資格及び氏名を入力してください。例 × 「社長 甲山太郎」  
○ 「代表取締役 甲山太郎」

## 【会社法人等番号の確認方法】

## 法務局が発行した証明書を持っている場合

法務局が発行した証明書に記載されている「**会社法人等番号**」欄の**12桁の数字**です。

次に掲げる証明書をお持ちの場合

- 登記事項証明書  
(履歴事項証明書・現在事項証明書)
- 代表者事項証明書
- 印鑑証明書

| 現在事項証明書 |                |
|---------|----------------|
| 履歴事項証明書 |                |
| 会社法人等番号 | 0000-01-000000 |
| 商号      | 〇〇〇株式会社        |
| 本店      | 〇〇〇〇〇          |

| 代表者事項証明書               |         |
|------------------------|---------|
| 会社法人等番号 0000-01-000000 |         |
| 商号                     | 〇〇〇株式会社 |
| 本店                     | 〇〇〇〇〇   |

| 印鑑証明書                  |         |
|------------------------|---------|
| 会社法人等番号 0000-01-000000 |         |
| 商号                     | 〇〇〇株式会社 |
| 本店                     | 〇〇〇〇〇   |

## 法務局が発行した証明書を持っていない場合

国税庁の「法人番号公表サイト」で法人番号（**13桁の数字**）を確認し、確認した法人番号の**2文字目以降の12桁の数字**です。

step 1 国税庁ホームページから法人番号公表サイトにアクセス

step 2 「法人の商号・所在地などから法人番号を調べる」方法を利用して検索

※ 商号・名称は、前方一致検索・一部一致検索が可能です。

step 3 「検索結果一覧」又は「履歴等」の詳細情報ページに掲載されている法人番号の2文字目以降の12桁の数字を確認

| 検索結果一覧  |               |
|---------|---------------|
| 法人番号    | 0000001000000 |
| 商号又は名称  | 〇〇〇株式会社       |
| 所在地     | 〇〇県〇〇市〇〇〇     |
| 変更履歴情報等 | 履歴等           |

法人番号 0000001000000

2文字目以降の12桁の数字を入力

## 登記事項証明書の提示

供託規則が改正されたことにより、令和4年9月1日から登記事項証明書（資格証明書）の提示が不要になりましたので、基本的に登記事項証明書の提示欄は『登記事項証明書を提示しない又は提示を省略する。』、送付する添付書面欄は『送付する書面はない。』にチェックをしてください。

ただし、登記申請中等、登記事項証明書の取得ができない場合は、法務局へ登記事項証明書（発行から3か月以内）を別途送付する必要があるため、登記事項証明書の提示欄は『登記事項証明書を提示する。』、送付する添付書面欄は『送付する書面がある。』にチェックをしてください。

+ 会社法人等番号欄を追加する

### 登記事項証明書の提示

- ☒ 登記事項証明書を提示しない又は提示を省略する。  
☐ 登記事項証明書を提示する。

\* 登記事項証明書の提示省略を希望しない場合には、「登記事項証明書を提示する。」を選択し、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。  
\* 申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後

### 被供託者

◎ 入力欄を隠じる

#### 住所又は法人所在地

入力不要

#### 氏名又は法人名

入力不要

### 供託の原因たる事実

#### 主事実

供託者は、                     に対し令和        年        月分の給与（支給日令和        年        月        日、支給場所           ）金            円を支払うべき債務を負っているところ、           同人の供託者に対する給与債権について給与支給額から法定控除額を控除した額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が相次いで送達されたので、給与支給額から法定控除額            円を控除した額の4分の1（ただし、控除した額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金            円を供託する。

※ **賞与** の場合は、「給与」の字句も「賞与」に修正してください（以下の緑字部分）。

供託者は、……乙野次郎に対して令和〇〇年〇〇月分の**賞与**（支給日令和〇〇年〇〇月〇〇日、支給場所 供託者本店）金〇〇〇〇〇〇円を支払うべき債務を……**賞与**と債権について**賞与**支給額から法定控除額を……送達されたので、**賞与**支給額から法定控除額〇〇〇〇〇〇円を控除……に相当する金〇〇〇〇〇〇円を供託する。

※ **円未満**の端数は**切り捨て**てください。  
※ 次月給与分の申請時に賞与分の申請情報を再利用する場合は、「賞与」を「給与」に修正することを忘れないようにしてください。

※ 2回目以降の申請時には、その月の給与支給額等に応じて赤字部分を修正した上で再利用することができます。

※ **円未満**の端数は**切り捨て**てください。

## 被供託者の住所・氏名

入力不要です。

## 供託の原因たる事実 ①

一般的な記載例が初期表示されますので、必要に応じて追加・修正してください。

代表的な記載例は下記のとおり（青字部分を申請内容に応じて入力）ですが、差押えの内容によって記載内容が異なりますので御注意ください。

※ **webブラウザの種類やバージョンによっては改行が反映されない場合があります。**

供託者は、**従業員である甲県乙市内町二丁目2番2号乙野次郎**に対して令和〇〇年〇〇月分の給与（支給日令和〇〇年〇〇月〇〇日、支給場所 **供託者本店**）金〇〇〇〇〇〇円を支払うべき債務を負っているところ、           同人の供託者に対する給与と債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が送達されたので、給与支給額から法定外控除額〇〇〇〇〇〇円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金〇〇〇〇〇〇円を供託する。

↑ ※ **円未満**の端数は**切り捨て**てください。

供託者は、従業員である甲県乙市内町二丁目2番2号乙野次郎に対して令和〇〇年〇〇月分の給与（支給日令和〇〇年〇〇月〇〇日、支給場所 供託者本店）金〇〇〇〇〇〇円を支払うべき債務を負っているところ、           同人の供託者に対する給与と債権について給与支給額から法定控除額を控除した残額の4分の1（ただし、同残額の4分の3に相当する額が33万円を超えるときは、その超過額）を差し押さえる旨の下記差押命令が送達されたので、給与支給額から法定外控除額〇〇〇〇〇〇円を控除した額の4分の1（ただし、控除した残額が44万円を超えるときは、同残額から33万円を控除した額）に相当する金〇〇〇〇〇〇円を供託する。

## 供託の原因たる事実 ②

### 差押命令の表示

裁判所から送達された差押命令等の内容を入力します。送達された差押命令等を見ながら、誤りのないように入力してください。

送達された差押命令等が複数ある場合は、全て入力します（最大3件まで）。

#### ■ 事件情報1

##### 事件の表示 ⓘ

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 名古屋地方               | 裁判所 |
|                     | 支部  |
| 令和 8 年 ( ル ) 第 12 号 |     |

##### 【事件の表示】

差押命令等の表書きに記載されている裁判所名及び事件番号を入力してください。

##### 債権者 ⓘ

甲県乙市内町三丁目3番3号  
丙川三郎

##### 【債権者】

差押命令等の当事者目録に記載されている債権者の住所氏名を入力してください。

債権者が法人の場合は、所在地及び法人名を入力してください。

（代表者の入力は不要です。）

##### 債務者 ⓘ

乙野次郎

##### 【債務者】

差押命令等の当事者目録に記載されている債務者を入力してください。

氏名のみでの入力では差し支えありません。

##### 第三債務者 ⓘ

供託者

##### 【第三債務者】

差押命令等の当事者目録に記載されている第三債務者を入力しますが、「供託者」とのみ入力することで差し支えありません。

##### 債権額 ⓘ

金100万 円

##### 差押債権額 ⓘ

金100万 円

##### 【債権額】

差押命令等の請求債権目録に記載されている債権額を入力してください。

##### 送達年月日 ⓘ

令和 8 年 2 月 2 日

##### 【差押債権額】

差押命令等の差押債権目録に記載されている差押債権額を入力してください。

##### 【送達年月日】

差押命令等が第三債務者（供託者）に届いた年月日を入力してください。

#### ■ 事件情報2

- 事件情報欄を削除

##### 事件の表示 ⓘ

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 名古屋地方               | 裁判所 |
|                     | 支部  |
| 令和 8 年 ( ル ) 第 22 号 |     |

##### 債権者 ⓘ

甲県乙市内町四丁目4番4号  
丁田四郎

### 【事件情報2以降】

送達された差押命令等が複数ある場合は、事件情報欄を追加して、入力してください。

※最大で3件まで追加できます。

## 法令条項

民事執行法第156条第2項

## 供託金額

50000 円

## 供託により消滅すべき質権又は抵当権 入力欄を表示

## 反対給付の内容 入力欄を表示

入力不要

## 送付する添付書面

- ☒ 送付する添付書面はない。
- ☐ 送付する添付書面がある。

## 供託通知書の発送請求要否

- ☒ 供託通知書の発送を請求しない。 「請求しない」にチェック
- ☐ 供託通知書の発送を請求する。

\* 供託通知書の発送を請求する場合には、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切

## 供託書正本の交付方法

- ☐ 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。
- ☒ 書面の供託書正本の送付を請求する。

\* 書面の供託書正本の送付を請求する場合は、この供託書の発信後取得する申請番号を付記した上で、郵便切

## 備考

## 補正申請

- ☐ 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

## 連絡先情報

### 氏名

法務太郎

### 電話番号

0529528074

## 通信（連絡・コメント）欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

## 氏名又は法人団体名（全角カナ）

コヤマシヨウジカブシキガイシャ

## 法令条項

供託の根拠となる法令条項を入力してください。  
法令条項は差押えの件数や差押えの内容等によって異なります。

### 例 「民事執行法第156条第2項」

※ 不明の場合は、申請先の法務局（最終ページ参照）にお問い合わせください。

## 供託金額

供託する金額を半角英数文字で入力してください。  
桁区切りのコンマは入力不要です。

## 送付する添付書面あり

別途送付する添付書面（登記事項証明書・委任状等）の有無により、該当するところにチェックしてください。

## 供託書正本の受領方法

手続完了時にお渡しする供託書正本の受け取り方法を選択してください。  
受け取りの方法には、法務局の窓口で受け取る方法と郵送で受け取る方法があります。  
郵送での受け取りを希望される場合は、受理決定通知書及び返送用の封筒（切手を貼付済みのもの）の2つを法務局宛てに送付してください。

## 連絡先情報

申請者情報として登録した氏名及び連絡先電話番号が反映されます。  
変更する場合は、申請者情報登録の内容を変更してください。

※ 申請内容等について、法務局から問い合わせる場合の連絡先となる担当者の氏名・連絡先を入力してください。

戻る  
(事前準備)

一時保存

進む  
(申請内容確認)

⑥

必要事項を全て入力し終わったら、『進む』をクリックしてください。

電話番号

0529528074

通信 (連絡・コメント) 欄 ⓘ

供託所宛でのメッセージは、こちらに記載してください。

氏名又は法人団体名 (全角カナ) ⓘ

コウヤマシヨウジカブシキガイシャ

ここをクリックする

 戻る  
(事前準備)

一時保存

 進む  
(申請内容確認)

⑦

入力内容の確認画面が表示されますので、内容に誤りがないか確認の上、画面右下の『進む』をクリックしてください。

内容を修正する場合は、『戻る(申請情報入力)』をクリックしてください。

かんたん登記・供託申請

ホーム 申請書の作成 処理状況の確認 一時保存から再開 操作ガイド マイページ ログアウト

STEP1

利用場面選択

STEP2

事前準備

STEP3

申請情報入力

STEP4

送信

### 申請内容の確認

こちらの内容で送信します。

スクロールして内容をすべて確認すると「進む」ボタンから次へ進むことができます。

申請先供託所

名古屋法務局

その他の情報

氏名又は法人団体名

ホームタロウ

ここをクリックする

 戻る  
(申請情報入力)

一時保存

 進む  
(送信)

⑧

送信確認画面が表示されますので、表示された内容を確認の上、『申請情報の送信』をクリックしてください。

Webブラウザからかんたん登記・供託申請

ホーム 申請書の作成 処理状況の確認 一時保存から再開 操作ガイド マイページ ログアウト

STEP1

利用場面選択

STEP2

事前準備

STEP3

申請情報入力

STEP4

送信

### 申請情報の送信

申請情報の送信を行います。

申請情報の送信準備が整いました。

問題なければ「申請情報の送信」ボタンをクリックしてください。

申請情報の送信

ここをクリックする

名古屋法務局

11

⑨ 以上で申請の送信手続は終了です。  
画面上段メニューバーからログアウトすることができます。

Webブラウザから  
**かんたん登記・供託申請**

ホーム 申請書の作成 処理状況の確認 一時保存から再開 操作ガイド マイページ **ログアウト**

### 申請の送信完了

申請の送信が完了しました。  
以下のとおり、登記・供託オンライン申請システムから申請番号が発行されました。

申請番号  
20260513017585001

⚠ 手続はまだ完了していません。

引き続き、以下のとおり対応が必要になりますので、ご確認ください。

☒ 必要書類の郵送・持参



供託所（法務局）に提出する書類がある場合、申請先の供託所に書面で提出する必要があります。  
以下のいずれかの方法で必要書類を提出してください。

- 郵送
- 法務局に持参

[説明を見る](#)

☒ 供託金の納付



供託所において審査の上、受理決定がされると、供託金を納める必要があります。  
以下のいずれかの方法で納付を行ってください。

- インターネットバンキング
- ATM

[説明を見る](#)

「処理状況の確認」画面の「**納付**」ボタンから納付に必要な情報の確認や電子納付ができます。

申請の処理状況や供託所からのお知らせ等については、「処理状況の確認」画面を定期的にご確認いただきますようお願いいたします。

 **処理状況を確認する**  
(供託金の納付)

 **続けて別の供託申請等をする**  
(利用場面の選択)

13ページ②へ

※ 送信後、法務局に申請情報が到達されているかどうかは、上記の処理状況確認画面から確認することができます。  
また、受理決定通知も確認できます。

※ ログアウト後、処理状況や受理決定の確認をしたい場合は、再ログインして、『**処理状況の確認**』をクリックします。  
⇒ 13ページを御覧ください。

### 3 処理状況の確認（到達確認・受理決定通知の確認等）

申請情報送信後の進捗状況は『処理状況の確認』画面から確認することができます。

- ① トップページから『**処理状況の確認**』をクリックします。



- ② ログイン後、処理状況の確認画面が表示され、処理状況が表示されます。供託所からお知らせがある場合は、メールアイコンから確認することができます。



※ 処理状況の表示内容の説明は、「オンライン申請ご利用上の注意」のページにも掲載されています。

|         |                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 到達・受付待ち | 申請データが登記・供託オンライン申請システムに到達してから審査の開始を待っている状態                                                                              |
| 審査中     | 審査者が審査を開始した状態～審査が完了した状態（納付待ちや供託書正本（書面）を印刷した状態までを含む）<br>（個別の供託事件の審査状況については、申請先の供託所へお問合せください。）                            |
| 手続終了    | 供託所において供託書正本（書面）の交付日（又は送付日）を登録した状態<br>供託所にて却下決定書（書面）を印刷した状態<br>書面による取下書受付後、供託所において取下処理を行った状態<br>その他申請エラー等で強制的に手続終了とした状態 |
| 取下完了    | オンラインにより提出した取下書が供託所に到達した後、供託所において取下処理を行った状態                                                                             |
| 失効      | 納付状況が「納付期限切れ」となり、供託所において失効処理を行った状態                                                                                      |

#### 【到達通知】

申請情報が法務局に到達したことを確認します。

#### 【お知らせ】

受理決定通知書又は補正のお知らせを確認します。

#### 【納付】

供託金の納付に必要な情報を確認します。

#### 【再利用】

申請情報を補正する場合や申請情報の内容をコピーして新規の申請情報を作成する場合に使用します。

## 到達確認

送信した申請情報が法務局に到達していることを確認するには、処理状況の確認画面から**メールアイコン**をクリックします。  
オペレーターのアイコンが通知しておりますので、内容をご確認ください。

処理状況一覧

供託

申請番号 20260513017585001



ここをクリックする

手続名

給与債権執行の金銭供託申請

処理状況

到達・受付

申請先

名古屋法務局

申請日時

2026/5/13 9:52

更新日時

2026/5/13 9:53

供託所からのお知らせがあります。メールアイコンから確認してみましょう。

受付情報

通知印刷

納付

内容確認

取下げ

申請データダウンロード

公文書ダウンロード

お知らせ／補正のお知らせ

お知らせ／補正のお知らせ

供託所から通知される手続に関するお知らせです。

申請情報

申請番号

20260513017585001

申請者氏名

法務太郎

手続

給与債権執行の金銭供託申請

お知らせ／補正のお知らせ

|   | 発行日時            | お知らせの種類 | 通知内容                                                                                                                                                                                                                            |
|---|-----------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 2026/5/13 09:52 | 到達通知    | <div>以下のとおり、登記・供託オンライン申請システムに申請データが登録されましたので、お知らせします。</div> <div> <div>申請番号</div> <div>: 20260513017585001</div> <div>処理状況確認番号</div> <div>: 29388244202866098856</div> <div>到達日時</div> <div>: 2026年05月13日09時52分24秒</div> </div> |

到達通知の内容が表示されます。  
申請情報が法務局に到達した後、法務局において申請内容の審査が行われます。  
申請内容に問題がなければ、審査終了後、「**受理決定通知**」が送信されます。

## 受理決定通知



法務局での審査が終了すると、法務局から『**受理決定通知書**』がオンラインで送信されます。

受理決定通知書が送信されると、供託金の納付が可能になります。

受理決定通知書の内容は、処理状況の確認画面から**メールアイコン**をクリックすることで確認できます。同通知書の内容を確認の上、引き続き供託金の納付手続（電子納付による納付、「④ 供託金の納付（16 ページ～）」参照）に進んでください。

※ なお、受理決定通知書には供託金の納付期限（原則一週間です。）が記載されていますので、期限までに納付手続を完了してください。

## 最新の処理状況に更新する

処理状況が更新されない場合は、「最新の処理状況に更新」ボタンを押してください。

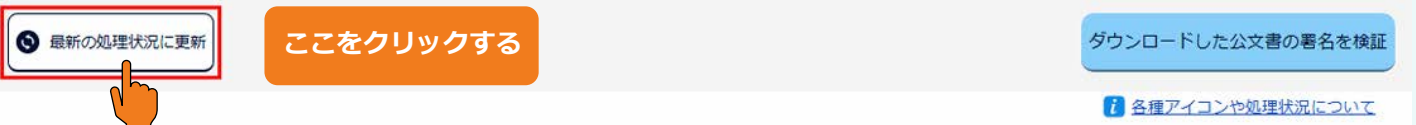
※午後5時15分から午後11時の間までに申請又は請求を行った場合は、申請先の受付時間外であるため、処理状況は「到達・受付待ち」から更新されません。

この場合、翌日（翌業務日）の午前8時30分以降に受け付けられます。

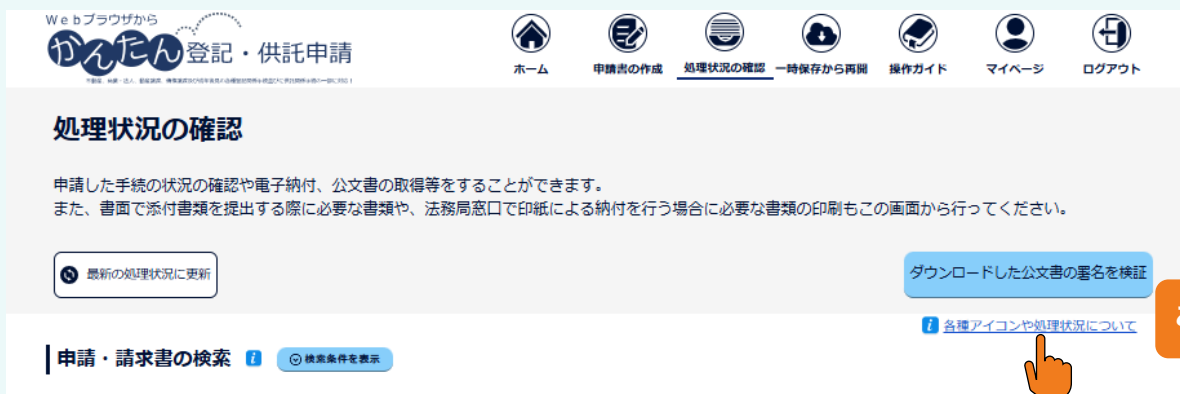
### 処理状況の確認

申請した手続の状況の確認や電子納付、公文書の取得等を行うことができます。

また、書面で添付書類を提出する際に必要な書類や、法務局窓口で印紙による納付を行う場合に必要な書類の印刷もこの画面から行ってください。



※各処理状況の詳細については、「各種アイコンや処理状況について」から確認できます。



## 4 供託金の納付



法務局における審査が完了すると、供託金の納付ができるようになります。  
かんたん登記・供託申請における供託金の納付は、「電子納付」によって行います。  
内容を確認し、インターネットバンキングまたはペイジー対応ATMを利用して電子納付を行います。

① 「処理状況の確認」画面の『納付』アイコンを押します。

処理状況一覧

供託 申請番号 20260513022868001

|            |               |      |                 |      |                 |
|------------|---------------|------|-----------------|------|-----------------|
| 手続名        | 給与債権執行の金銭供託申請 | 処理状況 | 処理中             | 納付状況 | 未納              |
| 申請先<br>供託所 | 名古屋法務局        | 申請日時 | 2026/5/13 10:54 | 更新日時 | 2026/5/13 10:54 |

• 手数料の納付はお済みですか？まだお済みでない場合は「納付」ボタンから電子納付を行ってください。  
• 登記所からのお知らせがあります。メールアイコンから確認してみましょう。

受付情報 書類印刷 **納付** 内容確認 公文書ダウンロード

② 「納付情報」画面が表示されますので、『電子納付』ボタンを押します。

納付情報

納付情報

この画面の「納付期限」までにインターネットバンキング又はATMを利用して、手数料の納付を行ってください。

⚠ 証明書請求において「窓口受取」を選択した方へ  
手数料の納付を行った後、この画面の受取情報の「氏名」「住所」及び申請情報の「申請番号」及び、請求した通数をメモしたもの（納付情報欄の「納付情報を印刷」ボタンから印刷したものでも可能です。）を登記所窓口にて提出してください。窓口で印紙等により納付することはできません。

▶ インターネットバンキングを利用する場合  
▶ ATMを利用する場合

受取情報

氏名 法務太郎  
住所 名古屋市中区三の丸2-2-1  
通数 1 通

申請情報

申請番号 [REDACTED] 申請者氏名 法務太郎  
手続 給与債権執行の金銭供託申請 収納機関番号 00100

納付情報

納付情報を印刷

|   | 発行日時            | 納付状況 | 納付番号             | 確認番号   | 納付額  | 納付期限      | その他         |
|---|-----------------|------|------------------|--------|------|-----------|-------------|
| 1 | 2026/5/13 14:01 | 未納付  | 1234567890123456 | 123456 | 500円 | 2026/5/20 | <b>電子納付</b> |

閉じる

※ATM又はインターネットバンキングは、Pay-easy（ペイジー）サービスに対応している必要がありますので、ご注意ください。



※電子納付には納付期限（納付期間最終年月日）が設定されていますので、期限までに納付手続を終えてください。

※**納付期限を過ぎると供託の申請は失効します**ので、御注意ください。

## インターネットバンキングを利用する場合

※御利用口座金融機関のインターネットバンキングを利用する方法には、次の2通りの方法があります。

いずれかの方法を選択して、納付手続を行ってください。

### ① かんたん登記・供託から直接納付手続を行う方法

前頁の下部画面から、『電子納付』をクリックします。「e-Gov」サイトが別ウィンドウで開きますので、御利用金融機関を選択し、その後は画面の指示に従って納付手続を完了してください。

### ② 金融機関のサイトから納付手続を行う方法

御利用金融機関のサイトにログインし、取引メニューから「税金・各種料金払込み」等（※）を選択してください。

その後は、画面の指示に従い、上記の電子納付情報表示画面で確認した「**収納機関番号**」、「**納付番号**」及び「**確認番号**」を入力し、納付手続を完了してください。

※メニュー名は金融機関によって異なります。

## ATMを利用する場合

※ATMに「**収納機関番号**」、「**納付番号**」及び「**確認番号**」を入力する必要があります。

このため、ATMを利用する際には、前頁の電子納付情報表示画面を印刷するなどして、これらの番号をお手元に用意した上で、手続を行ってください。

※ATMで電子納付を行うには**ATMが「ペイジー」サービスに対応している必要があります**。金融機関によってはATMが「ペイジー」サービスに対応していない場合がありますので、事前に、対応の有無を御利用金融機関に確認してください。

### <ゆうちょ銀行 ATMの画面例>



### Pay-easy対応ATM一覧



## 5 封筒・切手の送付



供託書正本を郵送での受け取りを希望された場合は、申請情報を送信後、供託者住所氏名を記載した封筒を法務局宛てに送付します。

また、被供託者への供託通知書の発送を請求した場合は、郵便切手を法務局に送付または持参します。

※ 供託書送付用封筒は、宛先を記載の上、切手（長3封筒は110円、角2封筒は140円 ※郵便料金は、令和8年8月現在の料金です。）を貼付した状態で法務局に送付してください。

※ 書留、速達などを希望する場合は、その分の切手を貼付してください。

※ 封筒に「申請番号」を記載するか、又は、受理決定通知書画面を印刷したものを封筒に同封してください。

## 6 供託書正本の受領



供託金の納付手続が完了すると、納付手続完了の通知が、自動的に法務局へ送信されます。

通知を確認した法務局では、申請情報作成の際に選択された受領方法に基づき、供託書正本を交付します。

### 郵送で受領する場合

※ 申請情報作成時に、「書面の供託書正本の送付を請求する。」を選択した場合は、法務局において供託金の納付が確認でき次第、供託書正本を発送します。

※ 正本送付用の封筒及び切手を、法務局に送付する必要があります（上記5のとおり）。

### 法務局の窓口で受領する場合

※ 申請情報作成時に、「書面の供託書正本の窓口交付を請求する。」を選択した場合は、供託金の納付手続完了後、法務局へお越しください。

※ 来庁される際には、本人確認のため、受理決定通知書画面等を印刷したものをお持ちください。

## 7 その他（修正（補正）連絡）

法務局での審査の結果、申請内容等に修正が必要な場合は、法務局から補正のお知らせが通知されます。

①

申請番号の右側のメールアイコンを押します。

処理状況一覧

|     |               |                   |                                                                                     |                 |
|-----|---------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 供託  | 申請番号          | 20260513017585001 |  | ここをクリックする       |
| 手続名 | 給与債権執行の金銭供託申請 | 処理状況              | 審査中                                                                                 | 再入力             |
| 申請先 | 名古屋法務局        | 申請日時              | 2026/5/13 9:52                                                                      | 更新日時            |
| 供託所 |               |                   |                                                                                     | 2026/5/13 10:21 |

 供託所からのお知らせがあります。メールアイコンから確認してみましょう。

 受付情報  書類印刷  納付  内容確認  取下げ  申請データ  公文書

②

「お知らせ／補正のお知らせ」画面が表示されますので、お知らせの内容を確認してください。

✕

### お知らせ／補正のお知らせ

供託所から通知される手続に関するお知らせです。

▮ 申請情報

申請番号 20260513017585001      申請者氏名 法務太郎

手続 給与債権執行の金銭供託申請

▮ お知らせ／補正のお知らせ

|   | 発行日時            | お知らせの種類 | 通知内容                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---|-----------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 2026/5/13 10:21 | お知らせ    | <p>●●を補正願います。</p> <p>※補正を行う場合は、処理状況照会画面から再利用機能を用いて、申請様式の末尾の「補正のコメントを受領したので補正申請として申請する」をチェックし、補正対象申請番号に初回申請の申請番号を入力して申請を行ってください。</p> <p>(補正期限：令和08年05月20日)</p> <p>※補正を行う場合は、申請様式の末尾の「補正のコメントを受領したので補正申請として申請する」をチェックし、補正対象申請番号に初回申請の申請番号を入力して申請を行ってください。</p> |

③

申請情報の内容を修正する必要がある場合は、当初の申請情報を再利用しますので、処理状況一覧画面から『 **再利用** 』をクリックします。

### 処理状況一覧

供託 申請番号 20260513017585001 ✕

| 手続名    | 給与債権執行の金銭供託申請 | 処理状況 | 審査中            |
|--------|---------------|------|----------------|
| 申請先供託所 | 名古屋法務局        | 申請日時 | 2026/5/13 9:12 |

ここをクリックする

※ 当初の申請情報の内容が表示されますので、修正が必要な個所を修正してください。

※ 修正した申請情報を送信する際には、申請情報入力画面の下部にある「**補正コメントを受領したので補正申請として申請する。**」にチェックし、「**補正対象申請番号**」欄に、**補正の対象となる申請の「申請番号」**を忘れずに入力してください。

※ 申請番号は処理状況照会画面等で確認することができます。

### 補正申請 ⓘ

☒ 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

▮ 補正対象申請番号

20260513017585001

## 8 申請の取下げ

- ① 『**取下げ**』アイコンをクリックします。申請番号が補正等で複数ある場合は、**最新の申請番号**の取下げアイコンをクリックします。

供託 申請番号 20260513020452001

|            |               |      |                 |       |                 |   |
|------------|---------------|------|-----------------|-------|-----------------|---|
| 手続名        | 給与債権執行の金銭供託申請 | 処理状況 | 審査中             | 再利用する | 納付状況            | - |
| 申請先<br>供託所 | 名古屋法務局        | 申請日時 | 2026/5/13 10:26 | 更新日時  | 2026/5/13 10:29 |   |

供託所からのお知らせがあります。メールアイコンから確認してみましょう。

受付情報 書類印刷 納付 内容確認 **取下げ** 申請ダウンロード

ここをクリックする

- ② 「申請情報入力」画面（取下げ）が表示されますので、必要な情報を入力し、取下げ書を送信します。

Webブラウザから  
かんたん登記・供託申請

ホーム 申請書の作成 処理状況の確認 一時保存から再開 操作ガイド マイページ ログアウト

STEP1 利用場面選択 STEP2 事前準備 STEP3 申請情報入力 STEP4 送信

### 申請情報入力

申請に必要な情報を入力してください。

取下的る申請番号  
20260513020452001

**取下げ理由**

申請誤りのため

**送付する添付書面**

☒ 送付する添付書面はない。  
☐ 送付する添付書面がある。

**備考**

**補正申請**

☐ 補正した取下げ書を再提出する。

**連絡先情報**

戻る (処理状況の確認) 一時保存 **進む (申請内容確認)**

ここをクリックする



## 供託の申請内容に関するお問合せ

- 申請内容・方法の事前相談
- 申請書への入力内容や書き方が分からない等

**供託の申請内容**については、申請先の法務局へお問い合わせください。

### 名古屋法務局

**供託課** 〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1  
電話 052-952-8074

**春日井支局** 〒486-0844 春日井市鳥居松町4-46  
電話 0568-81-3210

**津島支局** 〒496-0047 津島市西柳原町3-10  
電話 0567-26-2423

**一宮支局** 〒491-0842 一宮市公園通4-17-3  
電話 0586-71-0600

**半田支局** 〒475-0817 半田市東洋町1-12  
電話 0569-21-1095

**岡崎支局** 〒444-8533 岡崎市羽根二丁目2番地1  
電話 0564-52-6415

**刈谷支局** 〒448-0858 刈谷市若松町1-46-1  
電話 0566-21-0086

**豊田支局** 〒471-8585 豊田市常盤町1-105-3  
電話 0565-32-2960

**西尾支局** 〒445-8511 西尾市熊味町南十五夜60  
電話 0563-57-2622

**豊橋支局** 〒440-0884 豊橋市大岡町111  
電話 0532-54-9278

**新城支局** 〒441-1385 新城市字八幡11-2  
電話 0536-22-0437

## システムの操作に関するお問合せ

- システムにログインができない
- かんたん登記・供託申請の流れを教えてください
- 納付方法が分からない等

かんたん登記・供託申請の**入力・操作方法**については、**サポートデスク**にお問い合わせください。

### 登記・供託オンライン申請システム 操作サポートデスク

#### 〈お問い合わせ時間〉

月曜日から金曜日まで  
8時30分から19時00分まで

#### 〈お問い合わせ電話番号〉

050ビジネスダイヤル  
**050-3786-5797**

050ビジネスダイヤルをご利用いただけない場合  
(IP電話番号)

**050-3822-2811**  
又は  
**050-3822-2812**